

機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

工事概要

工 事 名 称	令和5年度 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（トビオ）吊り天井落下防止対策工事		
工 事 場 所	浜松市西区篠原町 地内		
建築基準法の用途	水泳場	消防法の防火用途	1 項（イ）

建 物 名 称	構 造	階 数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）
水泳場	RC造一部S造	2階		17,752.19

本特記仕様書は 印及び・印を付したものを適用し、 印を付したものは適用外とする。（以下同様）

	工 事 種 目		工 事 種 目
○	給 水 設 備 工 事		換 気 機 器 設 備 工 事
	排 水 設 備 工 事		換 気 グ ー ツ 設 備 工 事
	給 湯 設 備 工 事		排 煙 機 器 設 備 工 事
	衛 生 器 具 設 備 工 事		排 煙 グ ー ツ 設 備 工 事
	消 火 設 備 工 事（スプリンクラー設備）	○	自 動 制 御 設 備 工 事
	都 市 ガ ス 設 備 工 事		エ レ ー タ ー 設 備 工 事
	L P ガ ス 設 備 工 事		エ ス カ レ ー タ ー 設 備 工 事
	浄 化 槽 設 備 工 事		小 荷 物 専 用 昇 降 機 設 備 工 事
	厨 房 機 器 設 備 工 事		濾 過 設 備 工 事
○	熱 源 機 器 設 備 工 事	○	撤 去 工 事
	空 調 機 器 設 備 工 事		
	空 調 グ ー ツ 設 備 工 事		
○	空 調 配 管 設 備 工 事		

工事仕様

- 適用仕様（特記仕様書並びに設計図面に記載されていない事項は下記による）
本仕様書は「浜松市建築工事共通仕様書」によるほか、共通仕様書第1章第2節の仕様書と年版は次のものを適用する。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書』（機械設備工事編）令和4年版
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書』（機械設備工事編）令和4年版
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書』（建築工事編）令和4年版
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書』（建築工事編）令和4年版
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書』（電気設備工事編）令和4年版
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書』（電気設備工事編）令和4年版
公共住宅建設工事共通仕様書 平成28年版
公共住宅建設改修工事共通仕様書 初版
防衛施設周辺防音事業 工事標準仕方書 令和元年7月（防衛省地方協力局）

- 更に次の仕様を適用する。
- | |
|---|
| 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修『公共建築設備工事標準図』（機械設備工事編）令和4年版 |
| 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修『公共建築設備工事標準図』（電気設備工事編）令和4年版 |

- 次の仕様を参考とする。
- | |
|---|
| 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『機械設備工事監理指針』 令和元年版 |
| 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築工事監理指針』 令和元年版 |
| 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『電気設備工事監理指針』 令和元年版 |
| 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編 平成30年版 |

- すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合は、原則として監督員の指示によるほか、次の優先順位とする。
 - (1) (2) - (4)に対する質疑応答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 設計図
 - (5) 標準仕様書一般事項

- 設計図面に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、速やかに監督員と協議し、指示に従うものとする。

- 機器類は特記なき場合は製造者の標準仕様とする。
- 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
- 建築基準法、消防法その他関係法令に従い適正且つ確実なる施工を行うと共に、工期内に必要な検査を受けること。
- 関係官庁及び電力・ガス事業者等に対する諸手続を行い、この費用は、受注者の負担とする。

- 工事に要する上下水道及び電力のための仮設工事は受注者の負担で行う。

工事用水 施設設備利用	できる（有償 無償）	できない
工事用電力 施設設備利用	できる（有償 無償）	できない

- 工事材料、土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行うこと。なお、荷重制限についても厳守すること。

- 躯体貫通孔及び天井開口等の補強については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）』に基づき適正に施工すること。

- 「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。又この事実が発生した場合は、浜松市建設工事請負契約約款第27条（臨機の措置）によって処理されたものとする。

- 異常気象及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督員に報告する。

- 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、その調査時期が工事中または完成後であっても関係書類の整備、提出（下請負人の指導等を含む）に協力すること。

- エアコン設置工事において、電気工事業の登録が必要な作業
 - 室内機、室外機をつなく内外接続線の軽微な作業
 - 接地線に関連する軽微な作業「エアコン設置工事に係る電気工事士の解釈適用」（平成20年12月3日）による。

- 浜松市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受け一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。))を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書は、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

- 浜松市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受け一時中止の通知を受けた場合は、利用し「再生資源利用[促進]計画書（実施書）」のデータ入力を行うとともに帳票の提出をすること。

- 解体工事に際しては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」（国土交通省）を遵守すること。

- 足場工事に際しては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（基発第0424001号）における手すり据え置き方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置する。

- 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を監督員に速やかに提出すること。

- 本工事の受注者は、労働安全衛生法第30条2項の規定による「統括安全衛生管理義務者」に指名 ○する しない

- 以下の一級技能士又は単一等級技能士の資格を有するものを配置する。
 - 配管施工 ○熱絶縁施工 冷凍・空気調和機器施工 ○建築板金施工

- 設備機器・配管等の支持、固定は「静岡県防災地点等における設備地震対策ガイドライン（平成25年度）」及び「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人 建築研究所）」によるが設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に機器の重量(KN)を乗じたものとする。設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。S及びAクラスの機器のアンカーボルトについては、耐震強度計算書を提出すること。

設置場所	設備耐震クラス分類		
	S クラス	A クラス	B クラス
上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中間階	1.5	1.0	0.72
地下階及び1階（地表）	1.0（1.5）	0.6（1.0）	0.48（0.72）

() 内の値は水槽の場合に適用する。

クラス	防災上重要な施設		一般の施設	
	S クラス	A クラス	B クラス	C クラス
A クラス	・ 防災機器 ・ タンク類	・ 無線室等の空調機器 ・ ポンプ類	・ 防災機器	
B クラス	・ 熱源機器 ・ 冷却塔 ・ ボイラー	・ エアコン（100kg以上） ・ 空気調和機	・ タンク類 ・ ポンプ類 ・ エアコン（100kg以上） ・ 熱源機器 ・ 空気調和機 ・ 冷却塔	・ ボイラー
C クラス	S、Aクラス以外の機器等		S、Aクラス以外の機器等	

防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、Bクラスの場合はAクラスを、Aクラスの場合はSクラスを適用する。

- 建設発生土の処理方法
場外指定場所へ搬出（指定場所： ） 場内指定場所に堆積
場内敷均し D I D区間の有無 ○有り 無し

- 使用機材の搬入及び検査等
(1)材料の搬入ごとに受入検査を実施し、その結果を監督員に報告する。ただし、標準仕様書1.4.4によりあらかじめ承諾を得た材料については除くものとする。
(2)以下に掲げる材料については、監督員の立会い検査を受ける。
(3)上記(1)(2)の検査状況は、材料検査簿（浜松市建設工事執行規則 第12号様式）により記録する。ただし受入検査のみを要する材料については、監督員の承諾を得た上で、任意の様式に記録することが出来る。
(4)製造工場における材料検査を行う工場材料は監督員の指示による。

名 称		
・配管	・自動制御盤	・ガス器具
・弁類	・中央監視盤	・浄化槽機材
・ポンプ類	・衛生器具	・昇降機
・タンク類	・温水発生器等	・医療ガス機材
・空調機器	・消火機器	・濾過器
・換気機器	・厨房機器	・スリーブ（つば付き鋼管）
・ダクト	・ダクト	・

- 工事保険等（適用 適用外）
本工事は、浜松市建設工事執行規則第58条の規定により、次のとおり火災保険に付すこと。
 - 保険の種類 ……火災保険
 - 保険に付する対象物 ……工事的物及び工事材料(支給材料を含む)一式
 - 保険に付する期間 ……着手の日から完成期日の20日後まで
 - 保険に付する保険金額 ……請負代金相当額(消費税相当額は除く)
 - その他 ……保険契約締結後は、すみやかにその証券の写しを監督員に提出すること。

- 塗装、防水材料などの危険物を使用する場合は、計画数量を算定すること。また、必要に応じて各施工日における取扱い数量を定めた施工計画を作成し、各所管消防署と協議した上で適正に取り扱うこと。

- 仮設物の設置・工事作業等により、施設の避難経路の変更や消防設備の代替措置等が生じないか確認すること。また、これらが生じる場合は工事中の対策を立案し、各所管消防署、防火管理者並びに監督員と協議した上で適正に取り扱うこと。

- 電子小黑板の使用に努めること。

環境負荷低減対策

- 環境への配慮
 - 省エネルギーの推進、公害対策、熱帯材の使用量削減、さらには化学物質の適正管理に配慮するなど地球環境負荷の低減に努める。
 - 廃棄物の削減と適正処理をはじめ、リサイクルの推進、省資源等に配慮し、持続的発展可能な資源循環型社会構築に貢献する。
 - 「浜松市特定調達品等の調達方針」（「グリーン購入ガイドライン」）に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選定できるように努める。

- シックハウス症候群等への対応
 - 接着剤、塗料、保温材等に含まれる揮発性有機化合物（VOC）は「シックハウス症候群」の原因となるため、「F」製品を採用とする。
（参考：室内空気汚染の低減のための設計・施工ガイドライン（財）住宅・建築省エネルギー機構）
 - 内装工完了後、居室内のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物について、室内濃度測定に協力すること。

- 使用建材
本工事に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有する共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
 - 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを放射しない又は、放射が極めて少ない材料を使用する。
 - 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
 - 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
 - (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放射しないか、放射が極めて少ない材料を使用したものとする。

- 地域木材使用の推進
 - 地域材の適用がない場合でも可能な範囲で地域材の使用に努めること
 - 以下に指定する木材は、「浜松市を産地とするFSC認証材」を使用すること。
 - 「浜松市を産地とするFSC認証材」とは、市内のFSC FM（森林）認証材から生産された木材が、かつ、市内のFSC COC認証取得事業者が製材した木材をいう。
 - 静岡県産材証明制度の「県産材販売管理票」にFSC FM（森林）認証材の材であることを明記すること。
 - 製材した事業者のFSC COC認証の証明書（写し）を提出すること。

- 排出ガス対策
 - 使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。

- アスベスト対策
 - 下表の 印を付した対象廃棄物は、石綿含有建材に基づき届出等諸手続きを遅滞なく行うとともに、除去作業及び処分を適切に行うこと。

最終処分地の許可区分	石綿含有廃棄物	
	廃石綿類	産業廃棄物処分業(安定型埋立)
対象廃棄物	特別管理産業廃棄物処分業(管理型埋立)	産業廃棄物処分業(安定型埋立) 飛散する状態の場合は、管理型埋立とする。
	配管の保温材 煙道の断熱材 機器類の保温材	○配管フランチパッキン ダクトフランチパッキン 壁・天井成形板（平面図に示す部分） 機器類フランチパッキン（機器表に示す機器） キャンバスダクト

- 大気汚染防止法に基づき、事前調査、発注者への書面説明及び調査結果の揭示を行うこと。
- 石綿等の除去においては、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づき、作業計画の作成、各種届出、作業者特別教育、作業主任者の選任等を行い、安全措置を講じた上で適切に作業すること。
- 作業計画及び届出等関係書類の写しを施工前に監督員に提出すること。
- 事前に把握していなかったアスベストを発見した時は、直ちに作業を中止し、監督員へ報告するとともに作業者の健康確保に努めること。工事及び処理方法については、監督員との協議により決定するものとする。
- 石綿含有分析
 - 定性分析（検体数 ）
 - 試験結果報告書

- フロンガス・吸収液の回収処分、ルームエアコンの家電リサイクル
処分対象 ○ フロンガス 吸収液 ルームエアコン ○ブライン（エチレングリコール）
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、「引取証明書」及び「回収フロン破壊証明書」の写しを提出すること。

- 水銀対策
工事に伴い発生する温度計等の産業廃棄物は、水銀含有の有無を確認するとともに、水銀使用産業廃棄物を関係法令に基づき適正に処分すること。

工事実績情報サービス（CORINS）への登録（請負代金500万円以上の場合）

（一財）日本建築情報総合センターの工事実績情報システム（コリンズ）に登録する内容について、監督員の確認を受けた後に、登録の手続きを行うと共に「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。

完了時登録用データの提出期限は、工事完成後10日以内とする。

電子納品

電子納品の運用にあたっては、「浜松市（建築工事）電子納品運用の手引き」による。

工事看板表示
「浜松市発注工事における建築関連工事表示看板の設置要領」に基づき工事の内容を記載した看板を作成し、市民の見やすい場所に掲示する。
なお、工事費2,000万円以上の工事は、同看板にコスト表示を兼ねて掲示すること。

提出書類

- 工事着手時の提出書類

設計図面製本（A3版2ツ折）	提出部数は 部とし、詳細は監督員の指示による
----------------	------------------------

- 工事関係書類

○ 実施工程表		完成書類確認チェックリスト
○ 総合施工計画書		工事写真（完成前後、施工中）
○ 産業廃棄物処理計画書		各種試験結果成績表（工場・現場試験表等）
○ 工種別施工計画書（施工要領書）		試験測定器校正証
○ 使用機材メーカーリスト	○	産業廃棄物処理状況一覧表
○ 納入仕様書	○	再生資源利用計画実施報告書
○ 機材試験成績書	○	工事実績情報登録内容確認書（竣工登録）の写し
○ 工事実績情報登録内容確認書（受注登録）の写し	○	建設業退職金共済制度に関する書類
○ 再生資源利用計画書	○	材料検査簿(浜松市建設工事執行規則による)
○ 再生資源利用促進計画書		区画費通処理認定書の写し
○ ディ・ミストノックアウト配合報告書		各種検査済証の写し
○ 施工図		諸官庁届出書の写し
○ 工事進捗状況報告		その他監督員及び検査監が指示した書類
○ 工事打合せ記録		

- 保守管理用書類

○ 取扱説明書		竣工図A3版二ツ折り製本(1)部
○ 保守点検一覧表		竣工図データ JWW又はSKFデータ オリジナル
○ 納入機器一覧表		データ PDFデータ
○ 鍵（一覧表）及び点検工具		施工図製本
○ 引渡し確認書		その他監督員が指示した書類

技術検査及び立会い

- 技術検査執行箇所（監督員及び検査監による検査）

天井、壁、床等内装隠蔽部の配管、ダクト、機器類（内装仕上前）
地中埋設部の配管、柵、タンク等、矢板及び土留め工事（埋戻し前）
排水槽内の配管、機器類（水張り前）
防火・防水部における貫通部の処理状況
浄化槽内装（水張り前）
プール用濾過タンクの内部塗装仕上り面（濾材投入前）
その他監督員及び検査監が必要とするもの

- 中間技術検査

○実施する
浜松市低入札価格取扱要領に基づく調査の対象者が落札した場合、実施する
実施回数：() 回
実施時期：工事進捗率が概ね30～70%の範囲内で施工上の重要な変化点となる時期に行う

工事名	令和5年度 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（トビオ）吊り天井落下防止対策工事	図番	M-01
図名	機械設備工事 特記仕様書 1	浜松市財務部公共建築課	Ver. R4.4

工事仕様

1. 配管仕様表

種類	施工箇所	管材料	備考	
給水管	屋内一般	SGP-VB	100A ねじ フランジ	
	屋内埋設	架橋樹脂管・樹脂管	保温付き(露出部)	
		SGP-VD	100A ねじ フランジ	
	屋外埋設	架橋樹脂管・樹脂管	さや管工法(隠蔽部共)	
		SGP-VD	40A以下	
	排水管	屋外露出	○SGP-VB	100A ねじ フランジ
		屋内一般	VP	32A以下又は家具内
耐火二層管			40A以上	
通気管	屋内埋設	RF-VP		
	ビット内	RF-VP		
	屋外埋設	RS-VU	100A以上200A以下	
		VU	75A以下、250A以上又は内圧管	
		RF-VP		
		VP	32A以下	
	屋外露出	○カラーVP		
		SGP-白		
		SGP-白	埋設部防食処理	
		VP	32A以下	
給湯管	屋内一般	SGP-HVA		
		SUS		
	屋内埋設	架橋樹脂管・樹脂管	保温付き(露出部)	
	屋外埋設	架橋樹脂管・樹脂管	さや管工法(隠蔽部共)	
消火管	屋内一般	SGP-白		
	屋外埋設	SGP-VS		
ガス管	屋内一般	SGP-白		
	屋外埋設	PE		
	屋内埋設	PLS		
油管				
	屋外露出	SGP-黒		
冷媒管				
	屋外露出	冷媒用断熱材被覆銅管	保温厚 ガス管 2.0mm (分岐管除く)	
ドレン管	屋内一般	VP	液管 1.0mm	
	屋外埋設	VP	液管 9.5 2.8mm	
	屋外露出	SGP-白		
冷温水管		○カラーVP		
	屋外露出	○SGP-白	100A ねじ ハウジング 溶接	
冷却水管			12.5A以上 ハウジング 溶接	
	屋外露出	SGP-白	100A ねじ ハウジング 溶接	
			12.5A以上 ハウジング 溶接	

2. 保温・塗装仕様表

種類	施工箇所	管材料	備考
給水管	屋内隠蔽	GW ALGC化粧保温筒	
	屋内一般露出	PF 合成樹脂製カバー	
		保温化粧ケース(樹脂製)	
	機械室内露出	GW ALGC化粧原紙	
	床下暗渠	PF 着色ALGC	
	屋外露出	PF SUS鋼板	
		PF カラー亜鉛鉄板	
排水管(衛生)	屋内隠蔽	GW ALGC化粧保温筒	耐火二層管・家具内は保温なし
	屋内一般露出	PF 合成樹脂製カバー	
	屋外露出	塗装	
通気管	屋外露出	塗装	
給湯管	屋内隠蔽	GW ALGC化粧保温筒	
	屋内一般露出	GW 合成樹脂製カバー	
		保温化粧ケース(樹脂製)	
	機械室内露出	GW ALGC化粧原紙	
	床下暗渠	GW 着色ALGC	
	屋外露出	GW SUS鋼板	
GW カラー亜鉛鉄板			
消火管	屋内露出	塗装	
	屋外露出	PF SUS鋼板	
		PF カラー亜鉛鉄板	
ガス管	屋内露出	塗装	
	屋外露出	塗装	
油管	屋外露出	塗装	
冷媒管	屋内露出	合成樹脂製カバー	
	屋外露出	保温化粧ケース(樹脂製)	
		SUS鋼板	
		カラー亜鉛鉄板	
ドレン管	屋内隠蔽	GW ALGC化粧保温筒	
	屋内一般露出	PF 合成樹脂製カバー	
		保温化粧ケース(樹脂製)	
	機械室内露出	GW ALGC化粧原紙	
	屋外露出	塗装	
冷温水管	屋内隠蔽	GW ALGC	
	屋内一般露出	PF 合成樹脂製カバー	
	機械室内露出	GW ALGC化粧原紙	
	屋外露出	○PF SUS鋼板	
		PF カラー亜鉛鉄板	

種類	施工箇所	管材料	備考
冷却水管	屋内一般露出	塗装	
	機械室内露出	塗装	
	屋外露出	塗装	
長方形ダクト	屋内隠蔽	GW ALGC化粧保温板 2.5t	OA、全熱交換器一次側
	屋内一般露出	GW 5.0t カラー亜鉛鉄板	OA、全熱交換器一次側
	機械室内露出	GW ALGC化粧保温板 2.5t	OA、全熱交換器一次側
	屋外露出	GW 保温板 5.0t SUS鋼板	
	厨房火気排気	RW 保温板 5.0t	
	屋内一般露出	塗装	保温を行わないダクト
	屋外露出	塗装	保温を行わないダクト
スパイラルダクト	屋内隠蔽	GW ALGC化粧保温帯 2.5t	OA、全熱交換器一次側
	屋内一般露出	GW 保温帯 5.0t カラー亜鉛鉄板	OA、全熱交換器一次側
	機械室内露出	GW ALGC化粧保温帯 2.5t	OA、全熱交換器一次側
	屋外露出	GW 保温帯 5.0t SUS鋼板	
	厨房火気排気	RW 保温帯 5.0t	
	屋内一般露出	塗装	保温を行わないダクト
排煙ダクト	屋内隠蔽	RW 保温板 2.5t 亀甲金網	長方形ダクト
	屋内露出	RW 保温帯 2.5t 亀甲金網	スパイラルダクト
排気筒	屋内隠蔽	RW 保温帯 5.0t 亀甲金網	
煙道	屋内隠蔽	RW 保温ブランケット 7.5t	
		カラー亜鉛鉄板	

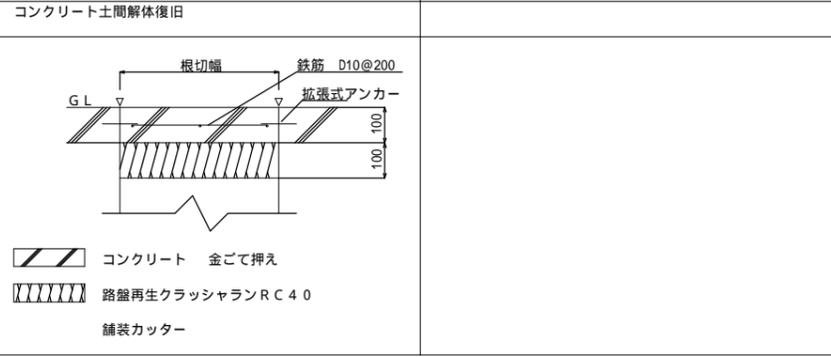
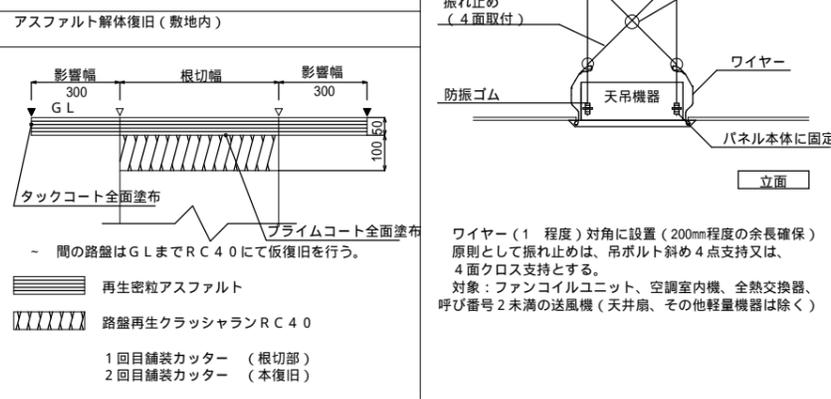
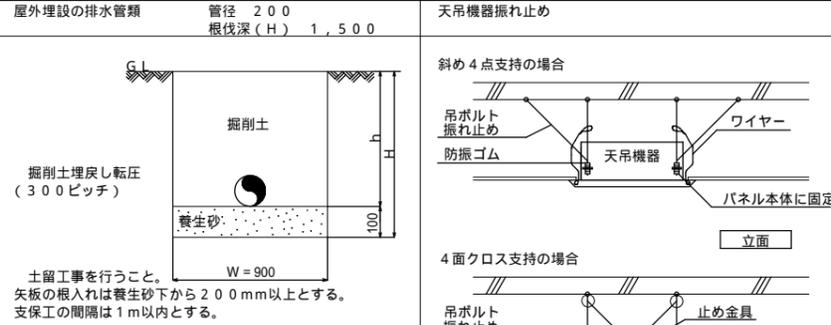
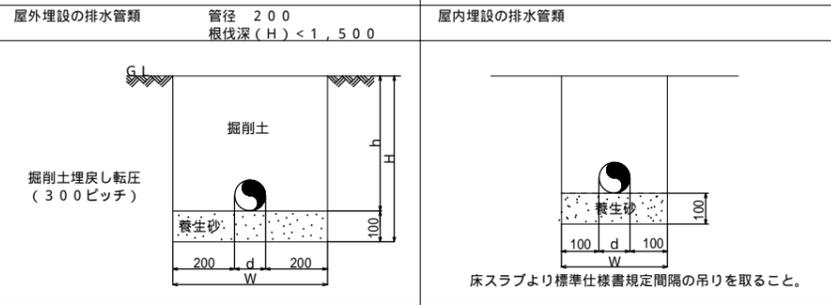
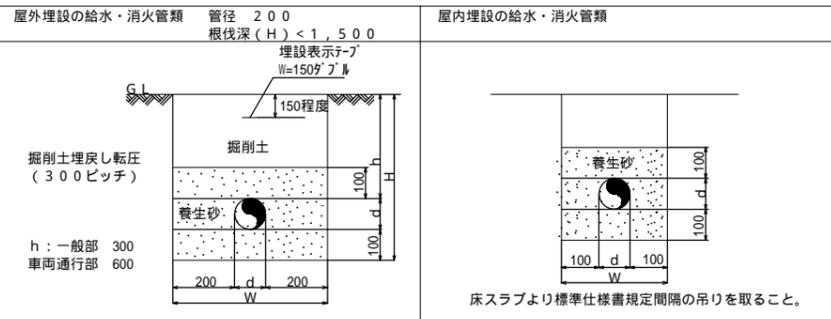
- 保温を行わない箇所は、標準仕様による。
また、標準仕様による保温を行わない箇所を保温する場合は、図中表記による。
3. その他工事仕様
- 給水設備は、「浜松市上下水道部 給水装置工事の指針」に準拠する。
 - 排水設備は、「浜松市上下水道部 排水設備工事実務指針」に準拠する。
 - 屋外、厨房室内、ビット内及びブルデッキ下部の支持金物はステンレス製とする。(形鋼架台材質は図中表記による)
 - 屋外設置機器のアンカーボルトはステンレス製とし、ボルトはダブルナットとする。
 - 機器のアンカーは、基礎新設の場合は埋込(J形)アンカーとし、既存基礎(増打含む)の場合は、あと施工アンカーとする。
 - 配管の異種金属接合部には、絶縁継手を使用する。
 - 埋設配管の被覆されていない箇所には防食処置を施す。
 - 鋼管をステンレス製支持金物で固定する場合には、管の接触部を防食テープで保護する。
 - 給水管及び給湯管の弁は、ねじ込み式はコア入りとし、6.5A以上の銅鉄製弁はライニング製とする。
 - パタフライ弁はアルミ製とする。給湯用のゴムシートはフッ素ゴム等の温度に適應するものとする。
 - 給水管のバルブは、直圧部は10K、受水槽二次側は5Kとする。
 - 屋外バルブボックスは、舗装されていない箇所には、コンクリート巻き立てを行う。
 - 受水槽内の給水管は、HI-VPとする。
 - 屋外埋設管の建屋専入部 鋼管(可とう管 スリークッション) 消火(可とう管 スリークッション)
 - ポリエチレン管の異種管接続部における点検用柵 設ける 設けない
 - 排水管床下掃除口は、非鏡面仕上げとする。
 - 排水樹SGC蓋は、本体、受枠、鎖すべて溶融亜鉛鍍金製とする。
 - 汚水第1樹の蓋は、浜松市上下水道部の承認を受けた浜松市章入りとする。
 - 第1樹以外の蓋は、「汚水」「おすい」「下水」「雨水」等の表記入りとする。
 - 給水管、給湯管、消火管、ガス管の屋外埋設管には、表示テープを敷設し、曲り・分岐部に表示ピン又は表示杭を設置する。
 - 衛生器具類の設置に際しては、メーカーの施工要領に準じて下地補強を行うこと。
 - 自動制御工事の配線ルート・配線径・配線芯数・電線管径は、自動制御の要求仕様を満たす限り、これを任意とする。ただし、エコケーブルの使用及び電線管種別は、本設計図に従う。
 - 空調機リモコンの取付高さは、FL+1,300を標準として既存ボックス、電気スイッチ等との間違を考慮して検討し、監督員の承諾を得て決定する。
 - 厨房・浴室等多湿箇所の排気及びクリーン度の要求のあるダクトは、N・A・Bシールを行う。
 - 防火区画及び防火上主要な間仕切の貫通部のダクトの厚みは1.5t以上とする。
 - 機器接続用フレキシブルダクトの使用は、必要最低限とし、監督員の承諾の上、使用すること。この時、ダクトは不燃材料の認定を受けたものとし、接合方法は、シール材塗布して差し込み、鉄板バンド巻きの上に、ビス止め及びテープ巻きを行う。
 - 制気口は、アルミニウム製とする。その他の材質を使用する場合は図中表記による。
 - 機器類(送風機等)、配管、ダクトの形鋼振れ止めは標準仕様書に従い施工すること。ただし、塩ビ管等軽量の配管の振れ止めは、監督員の承諾を得れば、吊ボルト斜め支持でもよいものとする。
 - 改修工事において、既存内装、家具、什器等に防炎シート、ビニル等必要な養生を行うこと。また、工事のために什器等の移設が必要となる場合は、施設管理者と協力のの上これを行うこと。
 - 現況が設計図と異なる場合の現況調査は、監督員と協議の上受注者にて行うこと。

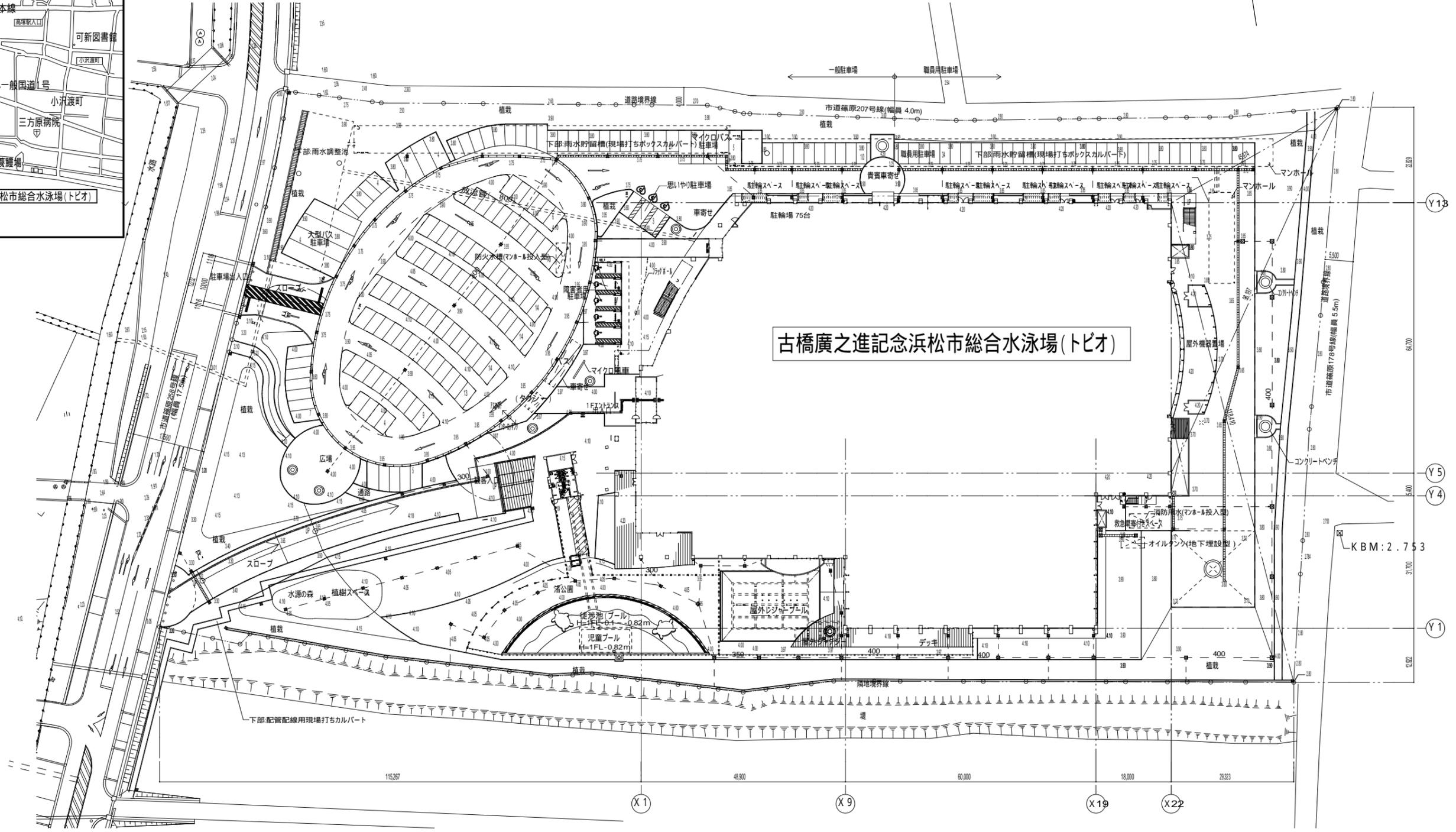
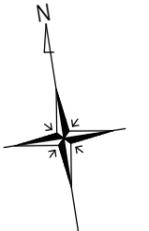
- 現場試験調整は、以下に指定するものを行う。
- | | | |
|-----------|---------|-------------------------|
| ○配管水圧試験 | 温度測定 | ○自動制御試験調整 |
| ○配管気密試験 | 湿度測定 | 設備総合試験調整 |
| ○配管通水試験 | じんあい測定 | 駆体貫通部レントゲン調査 |
| 排水管満水試験 | 騒音測定 1 | 駆体貫通部電磁波レーダー調査 |
| 排水管通水試験 | 振動測定 1 | 溶接部浸透探傷検査 |
| ドレン管通水試験 | 水質検査 | 溶接部放射線透過検査 |
| 風量調整・測定 1 | 流量調整 | アンカー引抜き試験 対象機器は、機器表による。 |
| 気流測定 | ○機器現場試験 | その他監督員が指示したもの |
- 1 試験に使用する計測器については、校正証明書を提出すること。

4. 設計条件

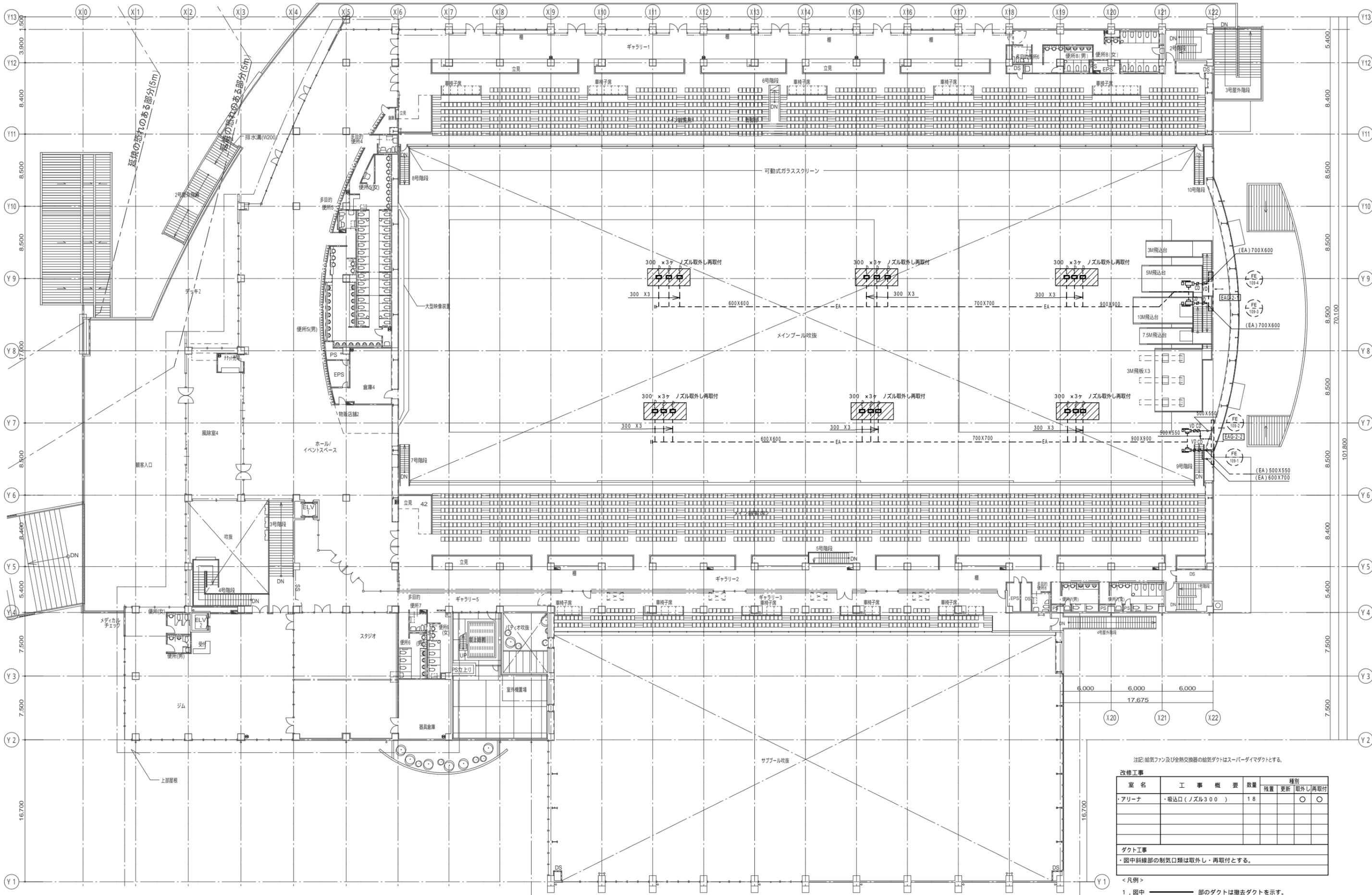
空調設備設計温湿度条件	試運転調整目標値	検収条件
室内乾球温度	室内相対湿度	
冷房 28.0	5.0%	
暖房 19.0	4.0%	

5. 標準施工要領図
- 原則として以下に示す通りとするが、現場の状況により以下のような施工が困難な場合は、監督員との協議による。表層仕上げ寸法については、以下による他、平面図に示すとおりとする。





配置図 1/1000(A3)



注記: 給気ファン及び全熱交換機の給気ダクトはスーパーダイマダクトとする。

改修工事

室名	工事概要	数量	残置	更新	種別
アリーナ	吸込口(ノズル300)	18			取外し再取付
					○
					○

ダクト工事

・図中斜線部の制気口類は取外し・再取付とする。

<凡例>

- 1, 図中 部のダクトは撤去ダクトを示す。
- 2, 図中 部のダクトは既設ダクトを示す。

凡例

記号	名称	記事
	補助散水栓	弁25A・ホース25A 20m./ノズル.総合盤組込型 消火器BOX付 指定色塗装 露出型
	補助散水栓	弁25A・ホース25A 20m./ノズル.総合盤組込型 消火器BOX付 指定色塗装 埋込型 (F) 印の補助散水栓はフッ素粉体塗装を施す。
	スプリンクラーヘッド	72 0.1MPa 80L/min (1種r=2.6)
	スプリンクラーヘッド	96 0.1MPa 80L/min (1種r=2.6)
	自動警報弁装置	80A (スプリンクラー用)
	末端試験装置	25A (オリフィス・ボール弁一体型)
	送水口	双口埋込型
	仕切弁	
	逆止弁	
	フレキシブル	SUS製
	ボールタップ	
	電極棒	2P
	流量計	
	圧力スイッチ	
	フート弁	
	圧力計	
	連成計	
	ストレナー	Y型
	一次圧調整弁	50A
	消火器	ABC粉末 10型 (建築の備品)
	大型消火器	ABC粉末 50型 (建築の備品)
	ポンプ制御盤	
	配管	スプリンクラー管(閉鎖) JIS-G-3452 配管内圧力が1MPa以上になれば、管種sch40を使用する
	配管	排水管 JIS-G-3452
	電路	

機器仕様		
記号	名称	仕様
	スプリンクラーポンプユニット KTK806C18TP	80 x 720L/min x 75m x 18.5kW 200V60Hz 呼水槽50L・圧力タンク50L・盤付 スター・デルタ始動
	消火用補給水槽	1.0m ³ (有効水量) SUS製 耐震1.5 平架台付 (1000 x 1000 x 1500H)

	スプリンクラー設備 (閉鎖)	補助散水栓設備
ポンプ揚水量	8個 = 720L/min	—
管路損失	38.8m	1.4m
放射圧力	10.0m	25.0m
実揚程	14.1m	9.5m
ホース損失	—	12.0m
アラーム弁損失	5.0m	5.0m
加算水頭	—	—
泡混合器損失	—	—
合計 x 1.1	75.0m	59.0m
水源水量(有効)	1.6m ³ x 8個 = 12.8m ³	—

移報内訳表(至る防災監視盤)

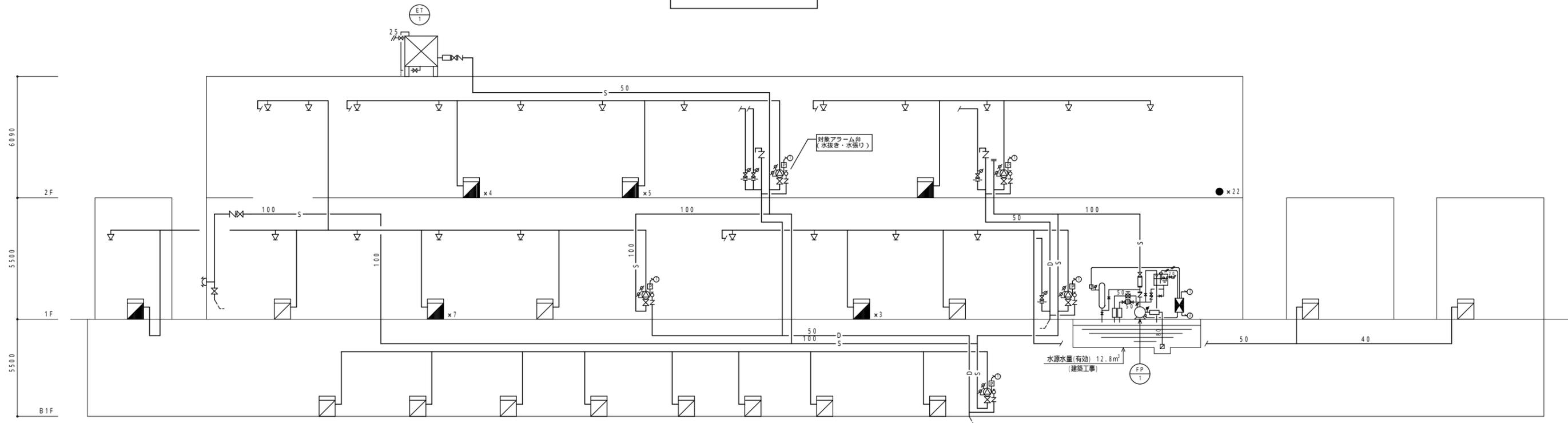
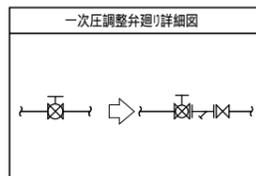
設備名	表示			呼水槽		アラーム	合計
	メインポンプ	運転	故障	満水	減水	弁	
スプリンクラー(閉鎖)	1	1	0	0	1	5	8

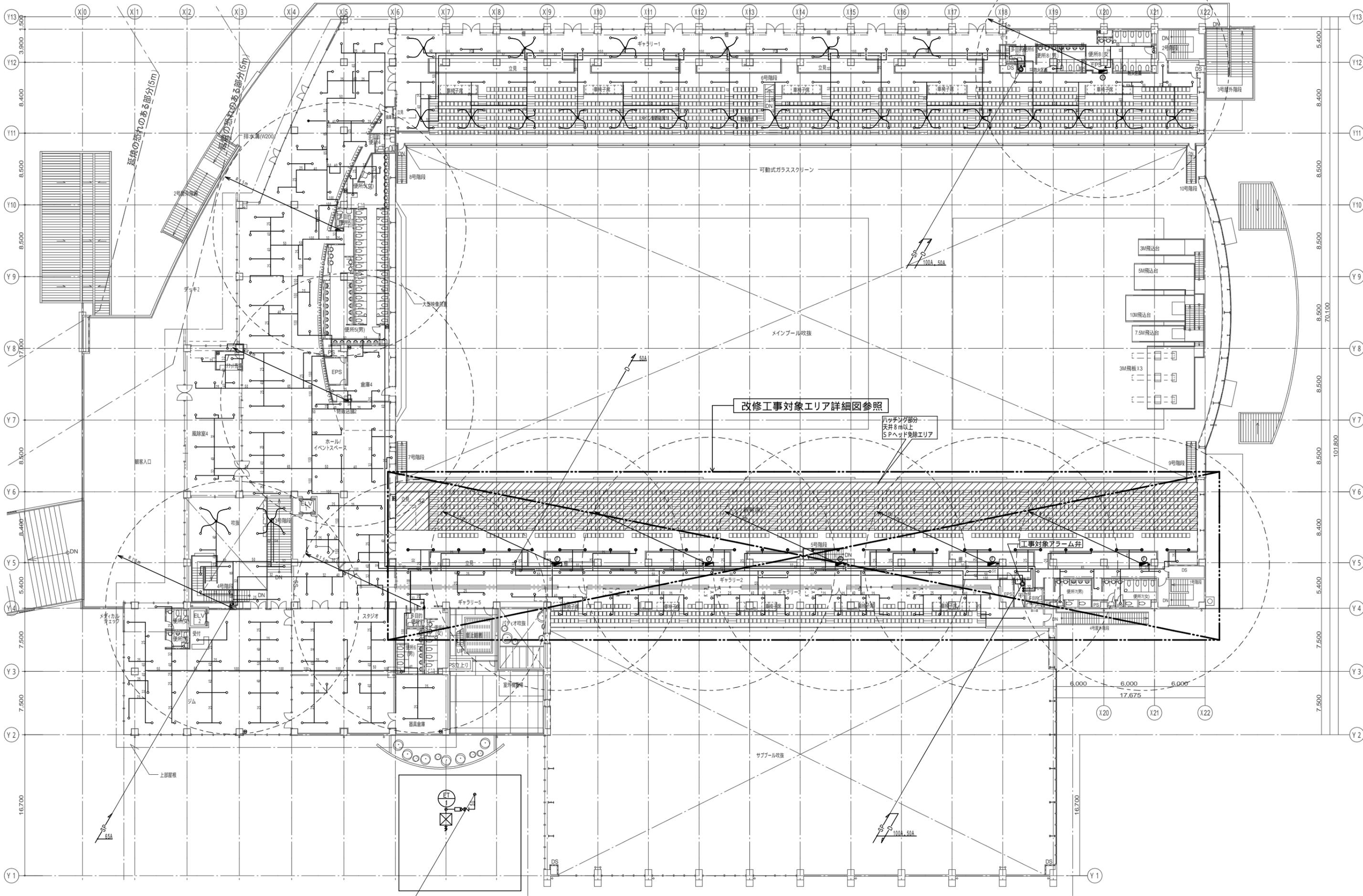
	以降給水工事
	以降排水工事

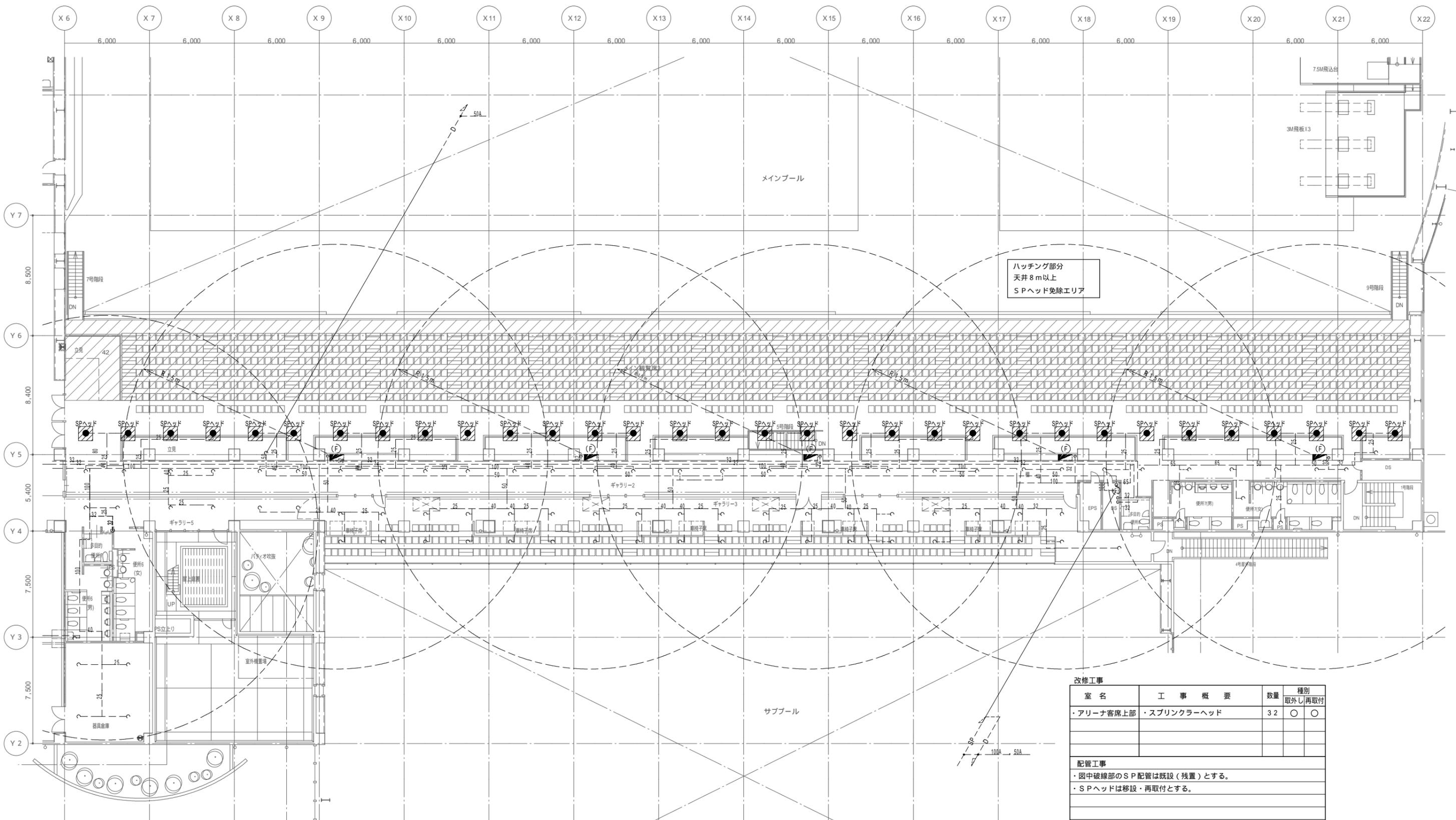
以降電気工事	
①	至る 防災監視盤
②	至る 非常電源(D種接地線引込工事を含む)

特記

消火用ポンプ、タンク、水槽類の基礎は、建築工事とする。
 屋外露出配管は、保温ラッキングとする。
 二重天井部分のスプリンクラーヘッド巻出配管は、全てフレキシブル管1.5m(SUS製)とする。
 消火器は別途工事とする。







改修工事			
室名	工事概要	数量	種別 取外し再取付
アリーナ客席上部	・スプリンクラーヘッド	32	○ ○
配管工事			
・図中破線部のSP配管は既設(残置)とする。			
・SPヘッドは移設・再取付とする。			
特記事項			
・天井の補修は建築工事とする。			

- < 凡例 >
- 1, 図中 部の配管は既設配管を示す。
 - 2, 図中 のヘッドは取外し再取付とする。